

ID: 166

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例 第8条第1項		
例規番号	昭和58年条例第20号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 施設を使用する者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。 2 使用料は、町長が特に認めた場合を除き、使用許可を受けた日に納入しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日